

政令第 号

平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十六年台風第十六号（同年八月十九日に北緯十三度六分東経百六十度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月三十一日に北緯四十三度五十四分東経百四十三	

度十二分において温帯低気圧となったものをいう。()によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定する必要があるからである。